

令和6年度 倉敷市立長尾小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は毎年数件である。認知したいじめについては、解消もしくは沈静化しているが、今後も継続して経過観察していく必要がある。また、どの学年でもいつでもいじめが起こる可能性はあるため、月1回の生徒指導・いじめ問題対策部会を定例会として校内の様々な問題に対処したり、必要に応じてケース会議を開いたりしている。いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のために教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校を挙げた組織的な取り組みを推進するために、生徒指導・いじめ問題対策部会には管理職はもちろん、生徒指導主事と教務主任、養護教諭のほか、各学年・フリー団から生徒指導担当者が1名ずつ参画し、それぞれの立場から実質的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。また、学校はいじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図る。

<重点となる取組>

- ・ 月1回の生徒指導・いじめ問題対策部会並びに必要なに応じてその都度ケース会議を開く。
- ・ 年2回教育相談週間を設定し、アンケートを実施したり個別相談の時間を設けたりして、いじめの早期発見に努める。
- ・ 12月の校内人権週間に合わせて人権集会を開き、互いに関わり合いながら絆を深めていけるよう、人権意識の高揚を図る。
- ・ 就学時健康診断や一日入学の機会を活用し、保護者が、児童との接し方や生活習慣の確立のさせ方、規範意識の育て方などについて主体的に学び合うことのできる場を設ける。
- ・ 学年に応じた情報モラル教育を実施し、ネットの危険性などの認識を高める。保護者に対してもPTA研修会等を通して、情報モラルに関する啓発を行う。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校はいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設置し、取り組みの改善に生かす。 ・ 学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・ 学校便り等にいじめの問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口などの紹介を掲載し、活用を促す。 ・ 保護者を対象とした「親子講座」を開き、生活習慣の対応確立のさせ方やいじめの対応等のために保護者ができることなどについて学ぶ機会を設ける。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="margin: 0;">いじめ対策委員会</p> </div> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に基づき取り組みの実施や詳細の作成・実行・検証・修正、相談窓口の設置、発生したいじめ事案への対応 <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、生徒指導・いじめ問題対策部会として行う。 <p>〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外 カウンセラー、PTA会長など ・ 校内 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、各学年の生徒指導担当者、教務主任、養護教諭 	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県教育委員会 ・ 倉敷市教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長・副校長・教頭 ・ 生徒指導主事 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉島警察署 <p>〈連携内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の実施 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導主事 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ・ スクールカウンセラー等 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童のこころのケア等 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長・副校長・教頭 ・ 生徒指導主事
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="margin: 0;">全 教 職 員</p> </div>	

学校が実施する取組	
① いじめの未然防止	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かる授業づくりを進める。すべての児童が授業に参加・活躍できる授業を工夫する。公開授業を行い、授業改善に取り組む。 教職員の資質能力向上のため、ネット上のいじめとその対処法に関する研修を実施する。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月の人権週間には人権集会を設け、運営委員会を中心に全校児童へいじめ問題防止の意識を高める取組をする。 <p>(居場所作り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃の授業や行事などの特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校・学級づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめやトラブルを防止するために、適切に情報機器を利用する力を身に付けることができるよう、学年に応じた情報モラル教育を年1回以上実施する。また、PTA研修会等を通じて保護者への情報モラル教育の充実を図る。
② 早期発見	<p>(実態の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期発見のために、気になる変化や行為について5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を簡単にメモし、職員がいつでも共有して知ることができるようにしておく。また、連絡帳や日記帳の活用、保健室の様子を聞くなど、今まで当たり前に行ってきたことを意識的に行い、積極的に活用する。 学級集団を構成している一人一人の児童の位置・学級集団の状況、いじめ被害や学級不適応傾向等を把握するとともに、教育相談やアンケートなどを定期的の実施して、学級の間人関係の変容の把握に努める。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が気軽に相談することができるように、普段から児童の生活や学習状況を把握し、相談しやすい人間関係作りに努める。教育相談は原則6月、12月、2月の3回実施する。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題行動や指導上必要な情報は、職員終礼で報告して共有する。職員終礼は月、木曜日の16:25に教職員全員で行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの疑いのあるような行為が発見された場合、いじめ対策委員会を中心にいじめと認知して対応すべき事案か否かを判断する。 <p>(いじめへの組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 いじめが「学校単独での対応が困難な事態」の場合には、倉敷市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童およびその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童、周囲の児童に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼすことなどを指導し、適切かつ毅然とした対処を行う。 臨時の学級会や学年集会を開くなどして、いじめは絶対に許さないという心情、根絶しようという態度を徹底する。

倉敷市立長尾小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議 委員会 等	学校が実施する取組		
		①未然防止の取組	②早期発見の取組	③いじめへの対処
4月	職員会議 いじめ対策委員会 兼生徒指導・いじめ問題対策部会	学年集会 学級づくり	学級児童情報の引継ぎ 参観日 個人懇談	発生事案への対処（随時） 対応事案への共通理解
5月	（毎月）生徒指導 ・いじめ問題対策部会 （随時）生徒指導 情報交換会			
6月	教育講演会	教育講演会 人権週間（人権担当）	アンケート① 教育相談①	アンケート結果の検討 必要に応じて対処
7月	学校評議員会		個人懇談	
8月	職員研修 （ネットに対する 取り組み）	職員研修 （ネットに対する 取り組み）		
9月	いじめ対策 委員会			
10月			アンケート② 教育相談②	アンケート結果の検討 必要に応じて対処
11月	学校評議員会	人権参観日		
12月		人権週間 児童会活動 「人権集会」	個人懇談	
1月	いじめ対策 委員会			
2月	学校評議員会		教育相談③（希望者）	
3月		学年集会		